

# 住宅省エネルギー性能証明書発行業務 料金表

株式会社 確認検査機構アネックス

(消費税込)

建築基準法の確認申請と住宅金融支援機構のフラット35申請が当社の場合	20,000
建築基準法の確認申請とBELS評価業務が当社の場合	

## ご注意

- 1.新築の一戸建ての住宅のみ対象とします。
- 2.当該証明書発行の申請以前にフラット35設計検査またはBELS評価書の交付手続きを行ってください。  
(申請時にフラット35設計検査通知書写し又はBELS評価書の写しを添付してください。)
- 3.フラット35またはBELS評価書と同一基準で申請される場合に限り発行業務を行います。

2025.04.01